## 岩手県告示第214号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定(平成9年岩手県告示第342号)の一部を次のように改正する。 令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1~3 [略]	1~3 [略]
4 法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる	4 法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる
工作物、物件又は施設のうち法第33条第2項第3号に該当す	工作物、物件又は施設のうち法第33条第2項第3号又は第4
るもの 条例で定める額の10分の1に相当する額	<u>号</u> に該当するもの 条例で定める額の10分の1に相当する額
備考 改正部分は、下線の部分である。	